

公 告
（ 監 査 委 員 ）

茨城県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県教育委員会教育長より通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年11月2日

茨城県監査委員	小 川 一 成
同	川 津 隆
同	岡 野 栄 治
同	齋 藤 良 彦

<p>監査対象機関名 茨城県教育庁学校教育部高校教育課</p>	<p>監査実施年月日 平成 27 年 6 月 26 日</p>
<p>○監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。</p> <p>奨学資金貸付金に係る未収金回収業務委託において、平成 25 年度中に履行された業務に係る委託料の一部を翌年度の予算から支出したこと、当該委託料の支払いが遅延したこと、及びその遅延利息に係る事務処理をしていなかったことは適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今回の事案を職員全員に周知し、財務規則等の関係規定の遵守をはじめ、それぞれの職に求められる注意義務を怠らずに事務執行にあたるよう注意喚起を行った。 2 請求書提出期、支払期に相手方との調整を密にして、月々の支払を速やかに行うこととした。 3 相手方より毎月送付される業務実績報告書及び委託料請求書の受付簿を作成し、業務実績報告書等が送付された際に、担当、副担当及び担当補佐による受付確認を行うことで、支払業務体制の管理を行うこととした。 4 今後、類似事案が発生しないよう毎年出納整理期間に課歳出担当により、各担当支払業務担当者に対して、各業務の支払確認及び整理の注意喚起を行うこととした。 	